

4.9. 中央児童福祉審議会

当面推進すべき児童福祉対策に関する意見具申 (43.12.20.)

〔原資料のうち、ここには肢体不自由児の項だけを収録した。原資料の目次等については、4.6.〕

当面推進すべき肢体不自由児対策について

最近における医学の進歩、医療および公衆衛生思想の普及等に伴い、従来肢体不自由起因疾患の大半を占めていた骨関節結核、脊髄性小児麻痺、先天性股関節脱臼等は著しく減少してきた半面、脳性麻痺による肢体不自由児の割合が漸増してきているとともに、その幼少化、重度化が目立ってきている。

このような肢体不自由起因疾患の顕著な変化は、施設の種類および施設における処遇のあり方等肢体不自由児に対する療育体系の根本的再検討を求めているものといえよう。

以上のような現状にかんがみ、本審議会では、肢体不自由児対策特別部会を設けて、今後の肢体不自由児対策のあり方について種々の面から審議を重ねてきたところであるが、このたび、肢体不自由児の療育施設としては、従来からある肢体不自由児施設（収容施設であるが、母子入園部門、通園部門を併設しているものもある。）のみでは不十分であるので、新たに次のような独立の肢体不自由児通園施設を設けて、肢体不自由児の年齢、障害程度、家庭の状況、施設への地理的条件等に応じて、「収容」、「母子入園」、「通園」の3種の手段を有機的に活用することにより、効果的な療育を行なえるよう体制の整備を図ることが是非とも必要であるという結論に達したので、早急に実現されるよう強く要望する。

なお、脳性麻痺による重度の肢体不自由児などで、療育施設におけるリハビリテーションを一応終了したにもかかわらず何らかの事情で家庭に復帰できないものが相当あり、特殊養護施設的なものの設置が望ましいとの意見があったが、本審議会においては、これらの問題を含め、今後も引き続き肢体不自由児対策全般について審議を継続する予定である。

この際とくに指摘したい点は、肢体不自由児施設における看護婦、保母等の介護要負の問題である。すでに述

べたように、肢体不自由児施設の対象児童が幼少化、重度化しつつある状況に対応して、介護要員についても相当大幅にこれを増員する必要があると考えられるが、現実には、昭和37年に当審議会が行なった「児童指導員又は保母を児童30人につき1人以上置く必要がある。」という意見具申すら未だ実現をみていないのであって、甚だ遺憾であると言わざるを得ない。とりあえず早急にその実現を図られるように重ねて要望する。

(1) 肢体不自由児通園施設の概要

1 設置の必要性

脳性麻痺児を中心とする肢体不自由児については、療育効果の大きい幼児期から適切な療育を行なうことが、その重度化を防ぎ、将来における自立自活に資するためにきわめて重要である。また、一方、肢体不自由児に限らず、幼児を長期間家庭から引き離しておくことは種々の面で好ましくなく、可能な限り避けることが望ましいことはいうまでもない。そのため、現在、若干の肢体不自由児施設には通園部門が付設されているが、このような形では多数の在宅肢体不自由児の要望に応えることは到底不可能である。

そこで、幼少の肢体不自由児を家庭から通わせて保護者との緊密な連繫のもとに適切な療育を行なうことを目的とする独立の肢体不自由児通園施設を地域ごとに設置することが必要である。

2 施設の目的および性格

肢体不自由児通園施設は、肢体不自由児を日々保護者のもとから通わせて、その治療を行なうとともに自立自活に必要な知識技能を与えるための指導訓練を行なうことを目的とする医療法上の診療所とする。

3 対象児童

療育を必要とする肢体不自由児のうち、年齢、障害程度、家庭の状況、施設への地理的条件等からみて、肢体不自由児施設へ収容するよりも家庭から通園させて療育を行なうことが適当と認められる児童とする。

4 施設の規模および設置場所

施設の規模は、一施設40人を標準とし、小児科医、整形外科医等専門医の協力を得やすい場所に設置することが望ましい。なお、地域によっては、よ

り小規模の施設を考慮することも必要であろう。

5 療育の内容

専門医師による診断，治療，指導のほか，理学療法，作業療法，言語療法などの機能訓練，保母による遊戯を中心とする生活訓練を行なうとともに，母親等の保護者に対して家庭における療育訓練の技術について指導を行なう。このため，可能な限り，母子通園とすることが望ましい。

6 職員

肢体不自由児通園施設には，小児科，整形外科，神経科などの医師3人程度以上（嘱託医でもよい。）のほか，さしあたり，理学療法士又は作業療法士3人以上，看護婦1人以上，保母2人，その他必要な職員を置くものとする。

7 設備

肢体不自由児通園施設には，医療法上の診療所として必要な設備のほか，理学療法，作業療法，言語療法，遊戯訓練等を行なうための治療訓練室を設けるとともに治療訓練に必要な機械器具を整備するほか，適当な広さの屋外訓練設備を設け，かつ，通園バスを整備する必要がある。